

辻仲病院柏の葉 院内感染対策指針

1. 感染対策に関する基本的な考え方

医療関連感染に留意し、感染症の発生等の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、安全対策上および患者サービスの質を保つ上で重要である。職員は、感染対策マニュアルを遵守し、標準予防策と場合によっては適切な感染経路別予防策を医療行為において実践する。院内感染対策を全職員が把握し、指針に沿った医療が提供できるよう、本指針を作成する。

2. 院内感染対策に関する組織

- ①院内感染対策委員会： 病院長を委員長とし、各部門の代表者で構成される。院内感染に関する組織的対策および予防に関し必要な事項を協議し方針・方策の最終決定機関である。委員会は、原則として月 1 回を定例とし、緊急時は臨時開催するものとする。
- ②感染対策チーム(ICT : infection control team)： 感染対策チーム (ICT)は、院内感染対策に関する日常業務を遂行する。診療、看護、薬剤、検査の代表者で構成される。ICTの業務内容として、1)～5)を挙げる。
 - 1)感染発生状況の把握 (サーベイランス)と、アウトブレイク時の情報収集、調査、分析、対策を実施
 - 2)定期的な院内ラウンドを行い、感染対策の実施状況を評価し、指導・助言を行う
 - 3)抗菌薬の適正使用の推進
 - 4)院内感染対策に関する職員教育・啓発
 - 5)院内感染マニュアルの作成・改定
- ③看護部感染リンクナース委員会： 病院感染対策の徹底と教育を効率的・効果的に行うため、リンクナースは各部門・部署の管理者やICTと連携し、感染対策のロールモデルとして活動を行う。

3. 職員研修に関する基本方針

- ①院内感染防止技術の基本的方策について職員に周知徹底を図ることを目的に、全職員対象に年2回の研修会を開催する。また、必要に応じて随時開催する。
- ②全ての病院職員は、研修等への参加義務(年2回)を負うものとする。

4. 感染症発生状況の報告に関する方針

院内で発生した感染症の発生状況や原因に関するデータを継続的かつ組織的に収集して、的確な感染対策を実施できるようサーベイランスを実施する。得られたデータは、院内感染対策委員会および当該部署に報告する。

5. 院内感染発生時の対応

- ①サーベイランスより院内感染を特定し、迅速な対応が取れるよう情報管理を適切に行う。
- ②院内感染の原因特定のため、検出菌の種類やタイプ、薬剤感受性パターン等をフィードバックする。
- ③アウトブレイクまたは異常発生時は、速やかに病院長に報告するとともに、緊急に感染対策委員会及びICT会議を開催し、原因の究明、改善策の立案・実行を行なう。
- ④報告が義務付けられている感染症が特定された場合には、速やかに保健所へ報告する

6. その他、院内感染対策推進のために必要な基本方針

院内感染対策の推進のため、院内感染対策マニュアルを整備し、病院職員への周知徹底を図り、定期的な見直しを行う。職員はマニュアルに記載された感染対策を実施する。

7. 患者への院内感染対策指針の閲覧

本指針は、病院のホームページにおいて患者または家族が閲覧できるようにする。